



令和7年2月10日

朝来市長 藤岡 勇 様

朝来市国民健康保険運営協議会
会長 向井 兵



国民健康保険財政調整基金の活用及び
朝来市国民健康保険税の適正賦課について（答申）

令和7年2月3日付諮問第2号をもって諮問のあった標記の件について、同日、国保運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申します。

記

1 結論

(1) 国民健康保険財政調整基金の活用について

令和7年度から国民健康保険財政調整基金を財源として、国保加入者のがん検診の受診料を無料とする。

(2) 令和7年度朝来市国民健康保険税の適正賦課について

(ア) 令和7年度朝来市国民健康保険税医療給付費分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、59,900円とする。

(イ) 令和7年度朝来市国民健康保険税後期高齢者支援金分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、24,300円とする。

(ウ) 令和7年度朝来市国民健康保険税介護納付金分の適正賦課について
一人当たりの賦課額は、28,200円とする。

2 答申にあたって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。

＜国民健康保険財政調整基金の活用について＞

これまで財政調整基金を活用して国保加入者の負担軽減を図ることを目的に国民健康保険税の引き下げを行ってきたが、県の運営方針に基づき令和12年度を目標として県内すべての市町の保険税が統一され、統一以降は保険税の引き下げに基金が使用できなくなる。

このような状況の中で、保険税統一以降の基金の活用方法については、医療費適正化及び国保加入者の負担軽減にもつながる保健事業での活用を検討し、中でもがん検診については、受診率が上がることにより病気の早期発見、早期治療にもつながり国保運営の健全化や国県からの交付金の獲得にもつながることから、

令和7年度から国保加入者のがん検診無償化を行うことは財政調整基金の活用方法として有効な手段だと判断する。

<令和7年度朝来市国民健康保険税の適正賦課について>

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の一人当たり賦課額は、前年度からそれぞれ1,100円、700円、500円引き上げの59,900円、24,300円、28,200円とする諮問である。

県の示した一人当たり賦課額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合計すると123,700円となり、上昇幅は13,600円もの増となり、ある程度の引き上げはやむを得ないとはいえ、一方で急激な引き上げにならないよう配慮する観点からは、到底適正な賦課額とは言い難い。

また、当局から示された令和6年度国保特別会計決算見込みにおいて、約22,000千円の決算剰余（黒字）が見込まれ、地方財政法の規定に基づき、内12,000千円を積立てた場合、約253,000千円の財政調整基金が確保できるという報告を受けた。

このような中で、財政調整基金を45,700千円投入して、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の合計を県の示した一人当たり賦課額123,700円から11,300円減額し、前年度より2,300円引き上げた場合、令和7年度決算時の基金残高見込額は約204,000千円となり、現時点においては基金が安定的必要額を確保していると認められるものである。

以上のことから、当局の示した、基金を投入し、引き上げ幅を抑制する案は合理的であると結論づけ、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の一人当たり賦課額は、諮問どおりとすることが適当と判断するものである。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 収納率向上について

保険税収納率は、令和5年度現年度課税分で95.67%と前年度の94.90%に比べて0.77%上がっている。県平均94.84%を上回り、前年度の県内28位に比べ23位と上がっている。

収納率は標準保険料率の算定にも影響しており、収納率が上がることにより被保険者の保険税負担軽減に繋がるほか、保険税負担の公平性の観点からも、今後も収納率向上に向けたより一層の努力を期待したい。

(2) 医療費適正化に向けた取組について

確実視される医療費の増加に伴う納付金の上昇により、国保財政は今後も厳しい財政運営が見込まれる。そうした中、被保険者の保険税負担を極力抑えるため、医療費適正化のための健康の保持・増進を図るための一層の取組が必要となるこ

とから、健幸づくり推進課はもちろんのこと関係団体との連携を強化し、効率的及び効果的な保健事業の実施並びに朝来市としての健康寿命の延伸に積極的に取り組まれない。

(3) 令和 12 年度保険料水準の統一に向けて

令和 12 年度の保険料水準の統一時において、単年での急激な保険税の引き上げにならないよう、財政調整基金の有効活用を図りつつ、将来を見据えた保険税設定となるよう努められたい。

また、保険税の引き上げについては、やむを得ないものと思慮するが、被保険者への十分な周知に努められるとともに、被保険者の負担感とならないよう財政調整基金を活用し、令和 7 年度から実施するがん検診無償化など新たな保健事業も検討されたい。